

芸術鑑賞にかかった 要保護、準要保護児童のお金は 扶助されます

従来、学校行事のうち、校内で行われるものについては、扶助費の対象外でしたが、平成2年度から、下記の行事も新たな対象になっておりますので、扶助請求の事務処理をお取りはからいお願い致します。

—記—

* 学校行事として実施する芸術鑑賞行事で、
校外の者が演技するもの。

* 参加児童が、一律に経費を負担するもの。

請求事務手続は、通常の校外活動費などと同様にお願い致します。

各都道府県教育委員会
就学援助事務担当者 殿

文部省教育助成局
財務課就学奨励係

要保護及準要保護児童生徒援助費補助金校外活動費
(宿泊を伴わないもの)の事務処理について(通知)
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金校外
活動費(宿泊を伴わないもの)の事務処理に
ついては、学校行事であっても学校内で行わ
れるものは、補助対象としていませんでした
が、平成2年度より「学校行事として行われ
る芸術鑑賞」については学校内で行った場合
も補助対象とすることにしました。

ついては、貴管下の各市町村に対して、この
主旨の徹底を図るよう指導をお願いします。

なお、補助の対象となる「学校行事として行
われる芸術鑑賞」とは、次に該当するものです。

1. 学校行事として行われるもの
2. 学外者が演技するもの
3. 参加児童生徒が一律に料金を負担するもの
(例、劇団による巡回公演、楽団による演奏)

先生方へのお願い

要保護・準要保護児童の観劇料について

平成二年四月二十六日付で文部省
から左の様式の事務連絡が各都道府
県に出されました。

これを受けて各都道府県は各市町
村へ事務連絡をされています。

学校を訪問して先生方とお話する
中で、この連絡が各学校の担当の先
生まで届いている地域と、そうでな
い所がある事を知りました。

改めてお願いします。
私達は要保護・準要保護児童の料

金を無料とするのではなく、国や地
方自治体において補助していただい
けるのが一番良いと思っています。

そういう意味で私達はこの事務連
絡を大変喜んでいきます。

また、この事務連絡が演劇教室を
学校教育の中に位置付ける一助にな
っている事を知り、誇りに思い、良
い舞台が創り出されるよう励みたい
と思っています。ご理解下さいませ
ようお願いします。